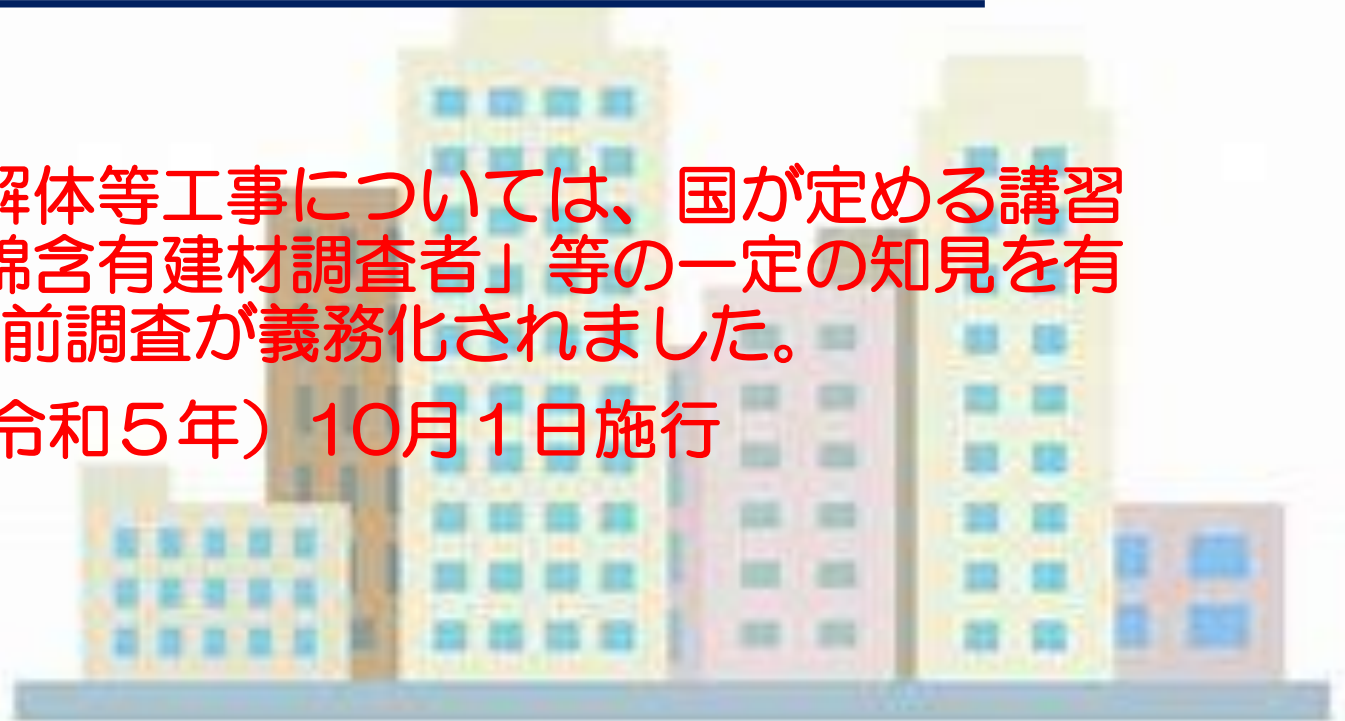


石綿（アスベスト）調査

法律の改正により建物の解体等工事については、国が定める講習会を修了した「建築物石綿含有建材調査者」等の一定の知見を有する者による事前調査が義務化されました。

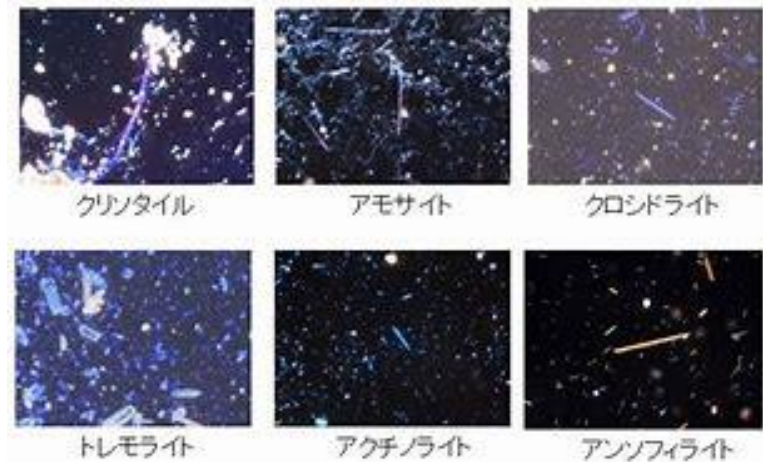
2023年（令和5年）10月1日施行



石綿（アスベスト）とは・・・・・・・・

■漢字で「石綿」と書き、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれ自然界に存在する唯一の鉱物繊維です。繊維は1~2ミクロン程度の細い繊維で、繊維の束や単一繊維の状態で大気中に浮遊します。

石綿（アスベスト）による健康影響については、長期間アスベスト粉塵を吸収し続ける鉱山や工場などでアスベスト肺、肺がん、悪性中皮腫の発生が明らかになっています。



2006年9月1日以前の建築物の解体・改修工事は、事前の石綿（アスベスト）調査が必要です。

- ☑調査義務
 - ・対象範囲の建材は全て設計図書と現地目視による調査
 - ・対象は建築物のほか、工作物および船舶も含まれる
 - ・着工日が2006年9月1日以降の建築物等は除く
- ☑報告義務
 - 一定規模の解体を伴う建築物等の工事は、石綿含有建材の有無について事前調査の実施及び報告義務（下記のいずれかの工事）
 - ・解体部分の床面積が80m²以上
 - ・請負金額が100万円以上の改修工事
 - ・請負金額が100万円以上の工作物の解体・改修工事
- ☑調査資格の厳格化
 - 国が定める資格要件の厳格化（一定の必要な知識を有する調査技術者）
 - ☞2023年10月施行

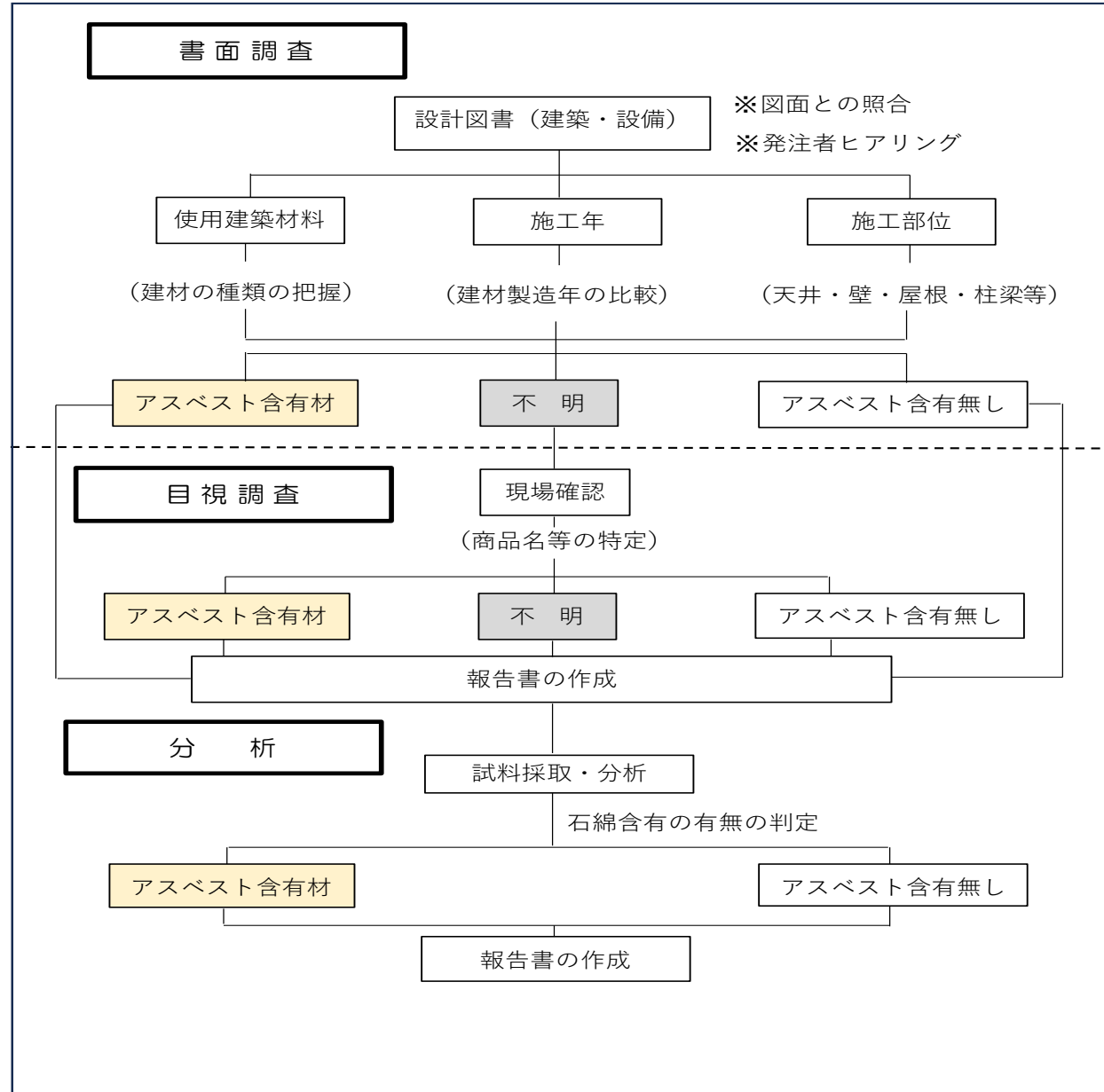
石綿（アスベスト）調査フロー

1. 建物の設計図書（建築・設備）により、使用建築材料、施工年等を確認し、国土交通省の石綿（アスベスト）含有建材データベースを利用し石綿（アスベスト）含有の有無を確認します。
2. それを元に現場調査により選定された建材を現地にてサンプリングし、定性・定量分析を行います。

定性分析：位相差分散顕微鏡による方法とX線回折分析法により、石綿（アスベスト）含有の有無を確認

定量分析：定性分析で「石綿（アスベスト）有り」と判断された試料のうち、石綿（アスベスト）含有率を分析したい場合は、試料をX線回折分析法により石綿（アスベスト）の定量分析を行う

石綿（アスベスト）事前調査フロー



石綿（アスベスト）調査の流れ

1 お問い合わせ

弊社窓口または、お問い合わせフォームまでご連絡ください。
ご相談内容をご確認のうえ、弊社よりご連絡いたします。



2 ヒヤリング

調査の目的や課題などをヒアリングいたします。



☞お問い合わせは、お問い合わせフォームかをご利用ください。

3 調査計画立案

図面等の資料をご提出いただき、弊社にて計画書を作成し現地調査を行い現地にてサンプリングします。



4 試料の分析と
報告書の提出

弊社より専門分析機関へ分析を依頼し、成果物をご提出いたします。



☞お問い合わせは、お問い合わせフォームをご利用ください。